

平成25年3月の利用者負担額等データ（障害者自立支援法に基づく介護給付費等）

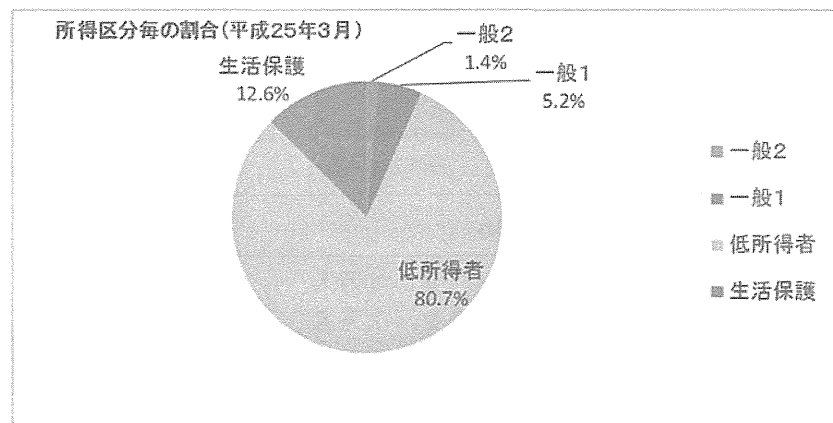
- 障害福祉サービス利用者のうち、93.3%が無料でサービスを利用している。(H22.3 11.0% → H25.3 93.3%)
※市町村民税非課税世帯(低所得者、生活保護)は、利用者負担が無料。
- 給付費全体に対する利用者負担額の割合は、0.22%となっている。(H22.3 1.90% → H25.3 0.22%)

○障害福祉サービス

所得区分	平成25年3月				
	利用者数 (実数) (万人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)	利用者負担額 (億円)	負担率
一般2	0.9	1.4%	13.4	1.1	8.34%
一般1	3.4	5.2%	37.3	1.7	4.50%
低所得者	53.1	80.7%	1,087.9	—	—
生活保護	8.3	12.6%	109.9	—	—
計(平均)	65.7	100.0%	1,248.5	2.8	0.22%

(参考)

平成22年3月の負担率	
8.69%	一般2
5.67%	一般1
2.29%	低所得2
0.70%	低所得1
—	生活保護
1.90%	計(平均)



(内訳)

入 所: 15.3万人
GH・CH等: 8.6万人
居 宅: 16.0万人
通 所: 25.8万人

※平成24年3月時点では、
①無料でサービスを利用している者の割合は84.8%、
②給付費に対する利用者負担額の割合は0.40%、
であったが、平成24年4月からの制度改正で、障害者自立支援法の児童デイサービスが児童福祉法の障害児通所支援へ移行したこと等により、障害者自立支援法に係る利用者負担額の割合が減少している。

平成26年度障害保健福祉関係予算案の概要（復興特会含む）

<経費種別>	(25年度予算額)		(26年度予算案)	
	1兆3,982億円※		1兆5,019億円	
義務的経費(年金・医療等) 1兆3,085億円→1兆4,179億円 (医療以外:1兆481億円→1兆1,557億円 医療:2,604億円→2,622億円)	【一般会計】1兆3,911億円 【復興特会】71億円	【一般会計】1兆4,962億円 【復興特会】57億円	(対前年度+1,037億円、+7.4%) (※文科省移管経費除く)	
<対前年度>	+1,095億円(+8.4%)		(うち医療以外:+1,076億円(+10.3%) うち医療: +19億円(+0.7%))	
<主な内容>	自立支援給付(福祉サービス) 9,072億円(+842億円) (総合支援法の26年度施行分(ケアホームのグループホーム一元化、重度訪問介護の対象拡大等)にかかる報酬改定分を含む)	義務的経費 (年金・医療等以外) 113億円→107億円	裁量的経費 678億円→657億円 【一般会計】646億円→631億円 【復興特会】32億円→26億円	公共事業関係 107億円→76億円 【一般会計】67億円→45億円 【復興特会】39億円→31億円
障害児施設措置費・給付費 897億円(+226億円)	国立更生援護機関 69億円(+2億円)	地域生活支援事業 462億円(+2億円) (要求枠 384億円 推進枠 78億円)	社会福祉施設等施設整備費 30億円(▲22億円) (25年度補正予算(案): 148億円を計上)	医療観察法指定入院医療機関施設整備費 9.6億円(▲4.1億円)
自立支援医療(公費負担医療) 2,217億円(+31億円)	医療観察法指定入院医療機関運営費負担金 8.6億円(▲6.5億円)	障害者文化芸術活動支援事業(推進枠) 【新規】1億円	国立更生援護機関整備費 【一般会計】3.8億円(+2.1億円) 【復興特会】24億円(▲8億円)	障害者自立支援機器等開発促進事業(推進枠) 1.5億円
特別児童扶養手当等 1,502億円(+19億円)		自殺防止対策事業 1.3億円(+0.3億円)	社会福祉施設等災害復旧費補助金【復興特会】 7億円(▲0.3億円)	摂食障害治療支援センター設置運営事業 【新規】0.2億円
医療観察法実施費(医療費) 188億円(+6億円)		被災地心のケア支援事業 【復興特会】18億円(±0億円)		

平成26年度厚生労働省予算案(一般会計)の全体像

(25年度予算額)
29兆4,316億円



(26年度予算案)
30兆7,430億円

(対25年度増額)
(+1兆3,115億円)

一般会計

(単位:億円)

区分	平成25年度 予算額 (A)	平成26年度 予算案 (B)	増△減額 (C) (B) - (A)	増△減率 (C) / (A)
一般会計	294,316	307,430	13,115	4.5%
社会保障関係費	289,397	302,251	12,854	4.4%
その他の経費	4,919	5,179	260	5.3%

[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

(注1) 平成25年度予算額は当初予算額である。

(注2) 平成25年10月から災害救助分(5億円)が内閣府へ移管済。

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

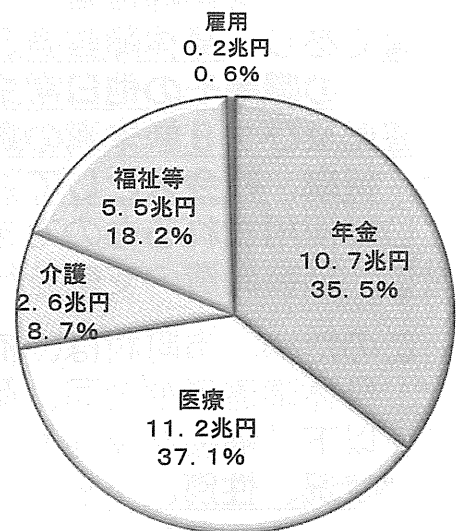
平成26年度 厚生労働省予算案(一般会計) 社会保障関係費の内訳

【平成25年度予算額と平成26年度予算案の社会保障関係費の比較】

【平成26年度予算案の社会保障関係費の内訳】

(単位:億円)

	平成25年度 予算額 (A)	平成26年度 予算案 (B)	増△減額 (C) (B) - (A)	増△減率 (C) / (A)
社会保障 関係費	289,397	302,251	12,854	4.4%
年金	104,279	107,166	2,887	2.8%
医療	105,587	111,990	6,403	6.1%
介護	24,916	26,257	1,340	5.4%
福祉等	52,630	55,016	2,386	4.5%
雇用	1,985	1,822	△162	△8.2%



[計数整理の結果、異動を生ずることがある。]

(注1) 平成25年度予算額は当初予算額である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

補装具とは

障害者総合支援法（2005年法律第123号）第5条第24項に規定する補装具とは、「障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間に渡り継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの」であり、具体的には厚生労働省告示第528号で定めている。

○厚生労働省令（第6条の20）で定める基準とは：

次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

○厚生労働大臣が定めるものとは：

具体的には厚生労働省告示第528号「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」で補装具の種目、名称、型式、基本構造、上限額等を定めている。

4

補装具費支給の目的について

補装具は、身体障害者、身体障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者等（以下「身体障害者・児」という。）の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者及び18歳以上の難病患者等（以下「身体障害者」という。）の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等（以下「身体障害児」という。）については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。

このため、市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、身体障害者福祉司、保健師等の専門職員及び補装具の販売又は修理を行う業者「以下「補装具業者」という。）との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。

なお、その際、身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。

平成24年度 補装具購入・修理に係る申請・決定件数及び購入金額

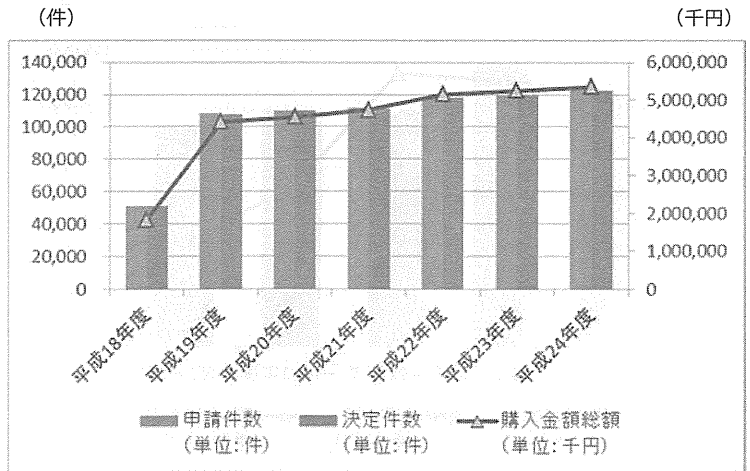
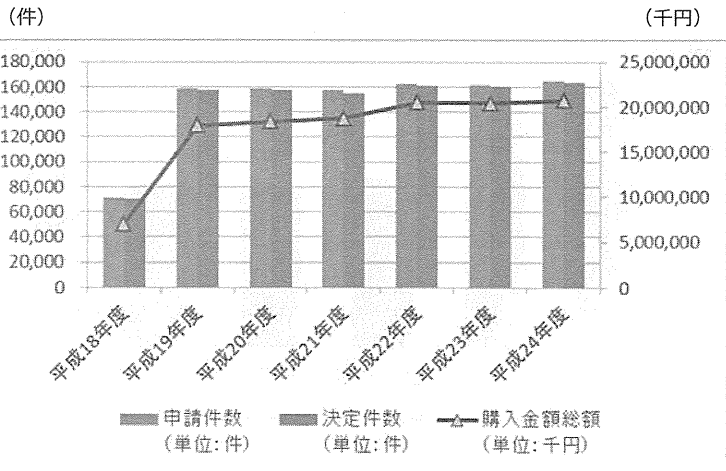
	購入			修理		
	申請件数	決定件数	購入金額 (千円) (公費+自己負担)	申請件数	決定件数	修理金額 (千円) (公費+自己負担)
総 数	164,703	163,378	20,703,686	123,047	122,507	5,353,044
義 肢	6,968	6,876	2,528,388	8,082	8,040	1,339,262
装 具	44,964	44,508	3,680,714	17,960	17,875	330,756
座位保持装置	9,542	9,457	3,095,380	7,948	7,904	641,015
盲人安全つえ	8,556	8,540	45,622	111	111	518
義 眼	1,327	1,324	86,759	6	6	186
眼 鏡	7,081	7,055	190,381	343	342	4,528
補 聴 器	45,870	45,659	3,065,876	29,588	29,436	518,165
車 い す	26,147	25,864	5,490,604	42,556	42,388	1,555,752
電動車いす	3,337	3,273	1,818,383	14,947	14,910	917,461
座位保持いす	2,070	2,059	193,248	202	198	9,023
起立保持具	233	235	48,660	152	150	5,810
歩 行 器	2,670	2,638	169,379	510	509	14,591
頭部保持具	473	474	4,099	2	2	24
排便補助具	31	31	1,458	2	2	17
歩行補助つえ	4,901	4,857	47,195	211	209	731
重度障害者用意思伝達装置	533	528	237,540	427	425	15,205

出典：平成24年 社会福祉行政報告例

「第1表 身体障害者・児の基準の補装具購入件数、購入金額、修理件数及び修理金額、補装具の種類別」を加工

注：本表は年度分報告である。

補装具費支給状況の推移 (一般)



	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
申請件数 (単位: 件)	71,201	158,533	158,873	157,026	162,471	161,991	164,703
決定件数 (単位: 件)	70,607	157,601	157,334	155,142	160,946	160,636	163,378
購入金額総額 (単位: 千円)	7,007,155	17,967,348	18,386,503	18,746,482	20,490,749	20,418,494	20,703,686

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
申請件数 (単位: 件)	51,115	108,449	110,186	111,689	118,672	119,994	123,047
決定件数 (単位: 件)	50,875	107,632	109,788	111,097	118,292	119,591	122,507
購入金額総額 (単位: 千円)	1,830,035	4,417,222	4,542,027	4,731,587	5,156,445	5,254,372	5,353,044

購入

修理

注：福祉行政報告例の数値をグラフ化したもの

ただし、平成18年度については、障害者自立支援法による平成18年10月から平成19年3月までの件数等である。

平成24年度 特例補装具購入・修理に係る申請・決定件数及び購入金額

	購入			修理		
	申請件数	決定件数	購入金額(千円) (公費+自己負担)	申請件数	決定件数	修理金額(千円) (公費+自己負担)
総数	3,369	3,323	913,993	1,864	1,851	98,837
義肢	39	39	29,681	36	36	11,012
装具	200	200	12,697	12	12	164
座位保持装置	383	376	127,275	224	224	17,956
盲人安全つえ	10	10	49-	-	-	-
義眼	2	2	195-	-	-	-
眼鏡	24	24	737	2	2	34
補聴器	660	661	126,160	696	692	16,912
車いす	481	466	144,898	383	381	19,402
電動車いす	170	163	174,535	212	212	20,932
座位保持いす	278	275	36,330	17	16	447
起立保持具	631	622	146,460	166	163	7,488
歩行器	436	431	96,988	107	104	4,191
頭部保持具	6	6	100-	-	-	-
排便補助具	15	15	5,928	3	3	73
歩行補助つえ	19	19	321	1	1	5
重度障害者用意思伝達装置	15	14	11,639	5	5	221

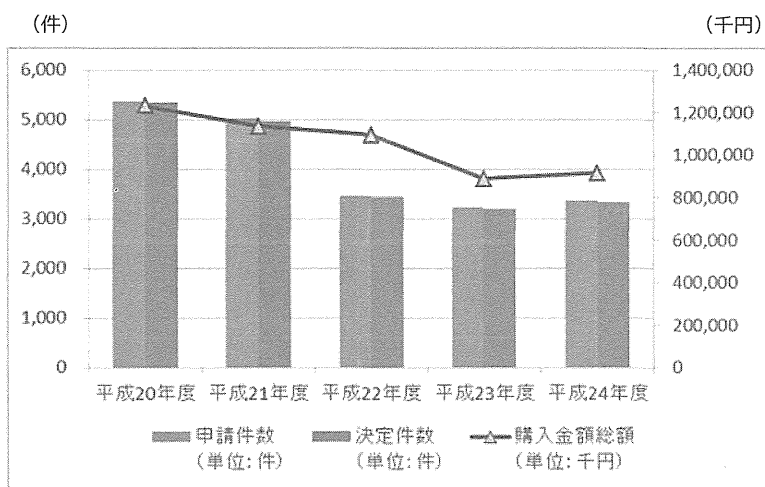
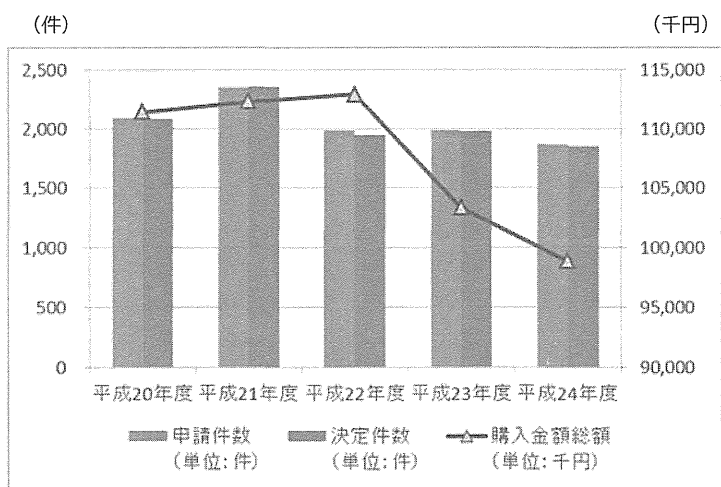
出典：平成24年 社会福祉行政報告例

「第4表 身体障害者・児の特例補装具購入件数、購入金額、修理件数及び修理金額、特例補装具の種類別」を加工

注：本表は年度分報告である。

18

補装具費支給状況の推移（特例）

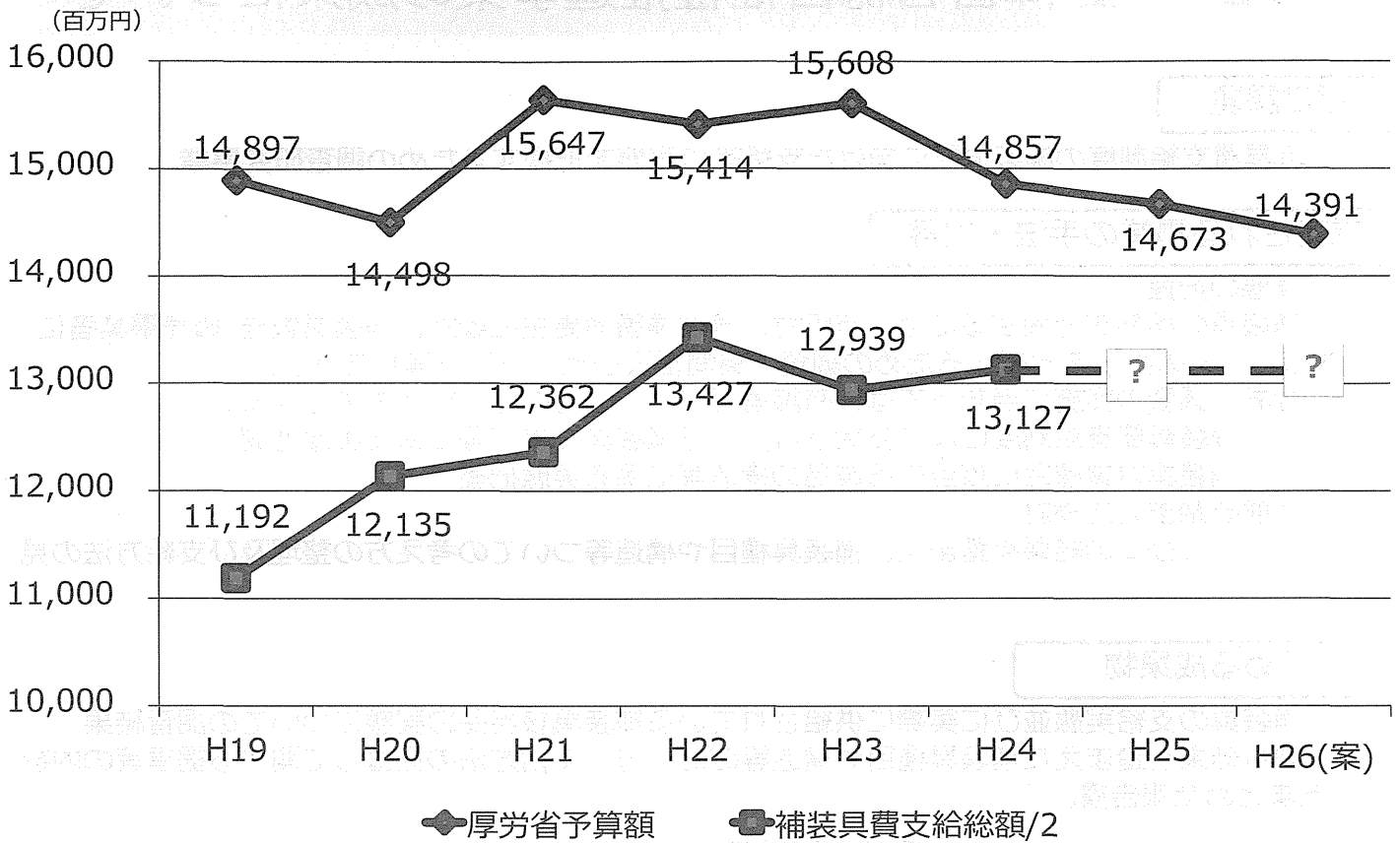


購入

修理

注：福祉行政報告例の数値をグラフ化したもの。特例補装具は、平成20年度から統計を取っている。ただし、平成18年度については、障害者自立支援法による平成18年10月から平成19年3月までの件数等である。

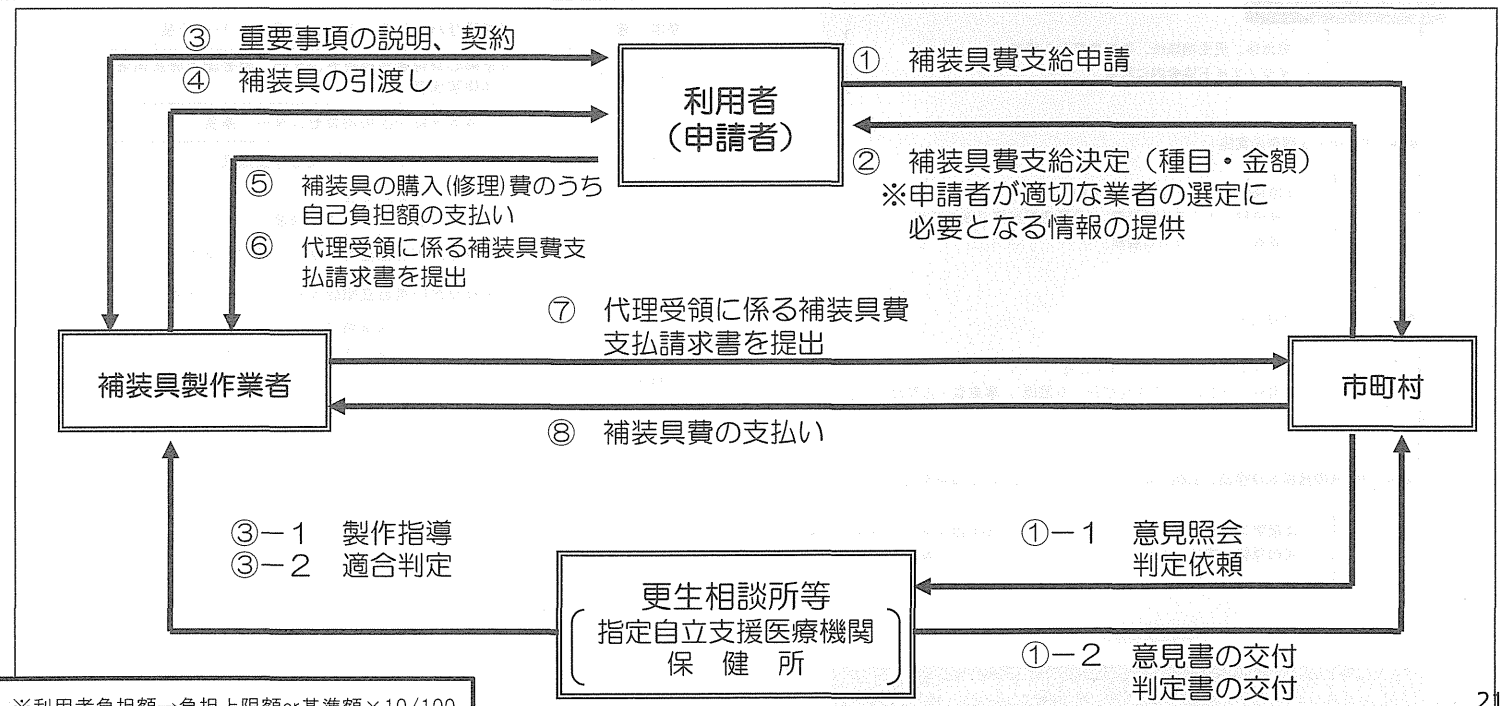
補装具費予算額等の推移



※ 「補装具費支給総額/2」は、各年度の福祉行政報告例より、「(一般補装具+特例補装具)」の総額に対し、国の負担率1/2を乗じたものであり、自己負担分も含んでいることに留意が必要。

補装具費の支給の仕組み (代理受領方式の場合)

- 補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- 補装具費の支給の決定を受けた障害者等は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- 障害者等が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けた時は、
 - ・障害者等は、事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用のうち利用者負担額を支払うとともに、
 - ・事業者は、市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。
- 市町村は、事業者から補装具費の請求があった時は、補装具費の支給を行う。



※利用者負担額→負担上限額or基準額×10/100

平成24年度 障害者総合福祉推進事業の成果について

指定課題

補装具費支給制度の施策検討に向けた支給等の実態を把握するための調査研究事業

想定される事業の手法・内容

1 実態の把握

補装具の実態を把握するため、市町村、身体障害者更生相談所、補装具製作・販売事業者に対し、下記の実態を把握するための調査（質問紙及びヒアリング等）を行う。

なお、調査の実施に当たっては、有識者等による検討を経て行うものとする。

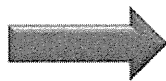
- ① 補装具費支給制度により支給されている補装具の構造等に係る実態把握
- ② 補装具対象種目に該当する製品の構造等に係る実態把握

2 実態を踏まえた検討

1の①及び②の結果を踏まえ、補装具種目や構造等についての考え方の整理及び支給方法の見直し等

求める成果物

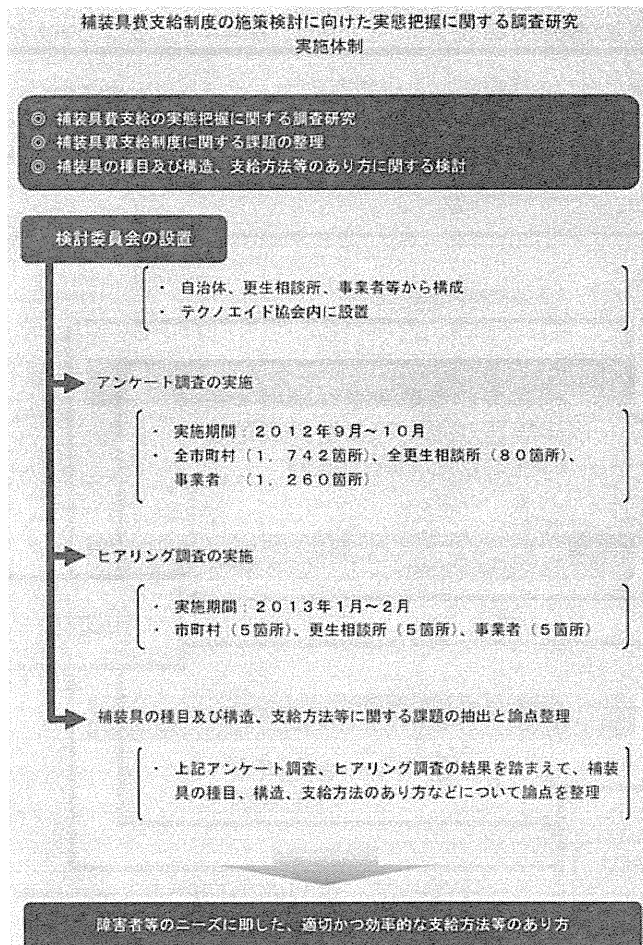
- 補装具の支給実態並びに実際に供給されている補装具該当品の実態についての調査結果
- 調査結果を踏まえた補装具種目や構造等のあり方、支給方法の見直しに関する提言等の内容をまとめた報告書。



「公益財団法人 テクノエイド協会」が実施

22

調査概要・1



3. 検討委員

本事業を実施するにあたり、関係団体と補装具費支給制度の有識者から構成する「補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業検討委員会」を当協会内に設置し、本事業の全体に係わる事項について審議を行った。

（敬称略・五十音順）

氏名	所属
○ 伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
樫本 修	宮城県リハビリテーション支援センター 所長
亀田 英俊	東京都心身障害者福祉センター 障害認定課長補佐 身体障害係長
君塚 葵	心身障害児総合医療療育センター 所長
鶴見 正子	世田谷区烏山総合支所 保健福祉課長
徳田 章三	社団法人日本義肢協会 株徳田義肢製作所 代表取締役
永田 幸紀恵	武蔵野市障害者福祉センター 理学療法士
正岡 梧	大阪府障がい者自立相談支援センター 所長
松野 史幸	一般社団法人日本車椅子シーティング協会 樹コーヤシステムデザイン 代表取締役

○印：委員長

23

調査概要・2

2. アンケート調査の実施概要

(1) 調査対象

- ①市町村 1,742箇所 (※東京都については23区へ送付)
- ②更生相談所 80箇所
- ③事業者 1,260箇所

- 義肢・装具関係 335箇所
日本義肢協会の会員及び、テクノエイド協会が運用する補装具製作(販売)事業システムに登録されている事業者とした。
- 補聴器関係 410箇所
テクノエイド協会が運用する補装具製作(販売)事業システムに登録されている事業者とした。
- 車椅子・座位保持椅子関係 101箇所
日本車椅子シーティング協会の会員とした。
- 義眼・盲人用安全つえ 414箇所
全国の更生相談所から事業所の所在を情報収集し、予算面等を考慮して、エリアに偏りが生じないよう平準化して送付先を決定した。

※事業者の調査対象の選定について、現行の補装具制度では指定事業者制となっておらず、母集団が明確でないため、上記の方法を用いた。

(2) 調査期間

平成24年9月13日～平成24年10月12日

24

調査概要・3

(5) 回収状況

調査先	送付総数	宛先不明等	有効回答数	有効回答率
市町村	1,742	0	795	45.6%
更生相談所	80	0	67	83.8%
事業者	1,260	26	569	46.1%
総計	3,082	26	1,431	46.8%

(市町村内訳)

	合計	北海道・東北地方	関東地方	中部地方	近畿地方	中国地方	四国地方	九州・沖縄地方
送付総数	1,742	406	317	316	227	107	95	274
有効回答数	795	166	172	158	105	55	36	103
有効回答率	45.6%	40.9%	54.3%	50.0%	46.3%	51.4%	37.9%	37.6%

(事業者内訳)

	合計	義肢・装具	補聴器	車椅子等	眼鏡	盲人用安全つえ	義眼	その他
送付総数	1,260	335	410	101	221	169	24	-
宛先不明	26	12	0	0	1	6	7	-
有効回答数	569	256	154	71	36	41	5	6
有効回答率	46.1%	79.3%	37.6%	70.3%	16.4%	25.2%	29.4%	-

調査のまとめ

V. 本調査のまとめ

1. 施策検討に向けた主な論点と課題の整理

調査結果を踏まえ、補装具費支給制度の施策検討に向けた主な論点と課題を以下の15項目に整理する。検討委員会における主な意見等も踏まえ、短期～中期的な目標と中期～長期的な目標を一定記載したが、課題によってはより詳細な追加調査を要することに留意が必要である。

<主な論点と課題>

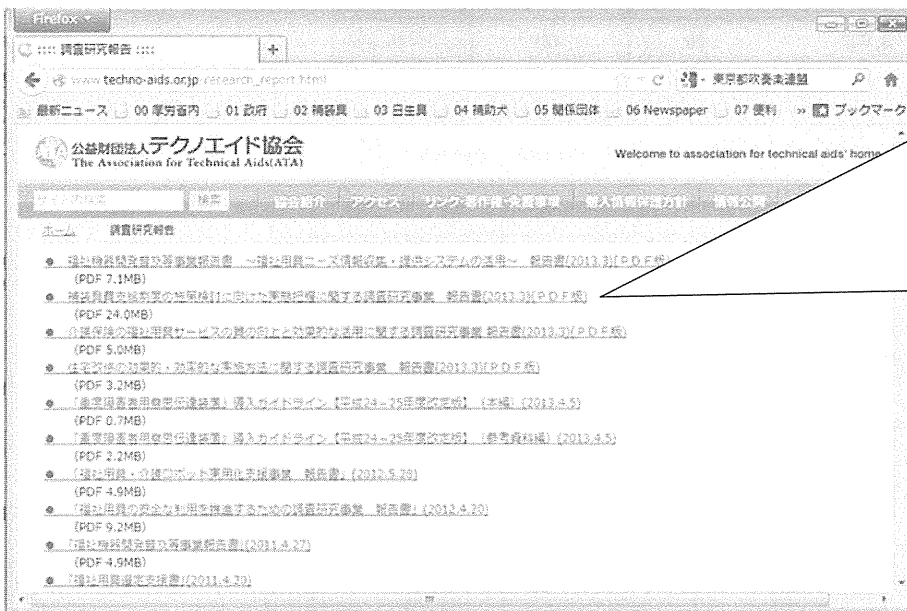
- 【課題 1】 判定及び支給決定、適合判定、作製等に関する事項
- 【課題 2】 申請から給付、適合判定までの期間に関する事項
- 【課題 3】 障害児に関する判定及び支給決定に関する事項
- 【課題 4】 医療機関等との連携、情報共有（交流の場）に関する事項
- 【課題 5】 医師による意見書に関する事項
- 【課題 6】 新たに開発された技術・製品に関する事項
- 【課題 7】 事業者の選定に関する事項
- 【課題 8】 処方内容の追加及び修正等に関する事項
- 【課題 9】 使用状況の確認及び定期的なフォローアップに関する事項
- 【課題 10】 事業者の費用負担に関する事項
- 【課題 11】 現行制度に関する課題と要望に関する事項
- 【課題 12】 申請者からの要望に関する事項
- 【課題 13】 必要としている支援内容に関する事項
- 【課題 14】 事業者に係わる事項
- 【課題 15】 現行種目の個別に関する事項

26

報告書

補装具費支給制度の施策検討に向けた実態把握に関する調査研究事業 報告書

※ 報告書については、公益財団法人テクノエイド協会のホームページよりダウンロードできるようになっている。



厚生労働省
平成24年度障害者総合福祉推進事業

補装具費支給制度の施策検討に向けた
実態把握に関する調査研究事業

報告書

平成25年3月
公益財団法人テクノエイド協会

http://www.techno-aids.or.jp/research/shogai_130426.pdf

平成25年度 障害者総合福祉推進事業

指定課題

補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修の在り方等に関する調査について

想定される事業の手法・内容

1 実態の把握

- ① 研修の実態 – 各地域の身体障害者更生相談所で実施されている研修内容の実態を、アンケートやヒアリング等により把握する。
- ② 補装具種目の構造に関する実態の把握 – 補装具製作・販売業者に対するアンケート調査により、実際に補装具として給付されている製品について、その構造の現状と実態を把握する。

2 実態を踏まえた検討

- ① 研修の在り方に関する検討 – 調査により明らかになった実態を踏まえ、市町村や補装具製作・販売業者等に向けた標準的な制度理解のための教材案を作成し、その教材を使用したモデル研修会を開催することにより、研修のプログラムと教材の検証を行う。
- ② 補装具種目の構造に関する検討 – 調査結果に基づき、現行の補装具告示に規定する種目及び構造との違いについて整理・検討を行い、対比表をまとめる。

求める成果物

- 補装具費支給制度の適切な理解と運用に必要な研修の在り方について、身体障害者更生相談所が行う研修プログラム並びに共通教材の作成
- 補装具告示における補装具種目の構造の見直しに向けた基礎資料としての対比表等の作成等の内容をまとめた報告書。



「公益財団法人 テクノエイド協会」が実施

28

主な課題 (私見も含む！)

- 補装具告示の見直し
 - 構造等が実態と合っていない
 - 新しい技術の取り入れ → 臨床的な有効性の評価
- 給付の適正化・効率化・公平性
 - 制度に関する知識の共有
 - 障害児の判定問題 → 客観的判定が必要
 - 対象者像の共有 → 特例補装具事例の収集
 - フォローアップの実施 → 利用効果・不具合情報などの収集
- 判定の平準化
 - 市町村間格差の指摘 ⇔ 都道府県間格差
- 年齢に合わせた制度利用の問題
 - 障害児から成人、成人から高齢者(介護保険対象) etc.

情報の
集約・共有・
発信
(解釈・事例など)